

第11回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月24日(金) 午後2時30分から午後3時4分

2. 開催場所 網走市役所西庁舎2階会議室

3. 出席委員 17人

会長	17番	山	田	健	一
会長職務代理者	13番	山	本	登	
委員	1番	川	尻	秀	一
	2番	居	内	和	則
	3番	松	尾	貴	子
	4番	首	藤	勝	広
	5番	安	達	耕	平
	6番	福	田	稔	
	7番	鬼	塚	秀	明
	8番	鈴	木	圭	一
	9番	藤	田	政	揮
	10番	遠	藤	優	一
	11番	鎌	田	直	人
	12番	中	川	一	弘
	14番	相	馬	正	人
	15番	川	崎	伸	弘
	16番	矢	萩	一	毅

4. 欠席委員 無し

5. 議事日程

議案第 1号	現況証明について
議案第 2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 3号	網走市農業振興地域整備計画変更(農用地区域の変更)について
議案第 4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 5号	令和5年度最適化活動の点検・評価について

6. 議事録署名委員 5番 安 達 耕 平 6番 福 田 稔

7. 出席事務局職員

事務局長	佐 藤 岳 郎
事務局次長	高 畑 公 朋
農地係長	石 垣 友 伯
農地係主査	廣 野 武
農地係主事	畠 山 雅 貴

8. 会議の概要

事務局長	ただ今より、網走市農業委員会第11回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶)
事務局長	次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたします。
議長	本日の出席委員は17名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。 本日の会議の議事録署名委員として、5番、安達委員、6番、福田委員の両委員を指名いたします。 それでは議案の審議に入ります。初めに議案第1号「現況証明について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局 議長	(議案第1号の朗読説明) 議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第1号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第2号の朗読説明) なお、議案第2号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものですが、別紙資料1の1から6頁に記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では不許可要件には該当しないとのことです。以上です。
議長	議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第2号については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第3号「網走市農業振興地域整備計画変更(農用地区域の変更)について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局 議長	(議案第3号の朗読説明) 議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第3号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

議長 議案第4号については、初めに1番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (議案第4号1番の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の7頁に記載しております。以上です。

議長 ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

8番 はい、何もございませんでした。

議長 議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号1番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号2番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、2番、居内委員の退席を求めます。

(居内委員 退席)

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (議案第4号2番の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の7頁に記載しております。以上です。

議長 ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

8番 はい、何もございませんでした。

議長 議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号2番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(居内委員 着席)

次に、議案第5号「令和5年度最適化活動の点検・評価について」を議題とします。本件については、農政常任委員会に点検・評価について案の作成を付託した案件であることから、先に委員長の報告を求めます。

10番 議案第5号については、本年1月の第7回総会後において、農政常任委員会に令和5年度の最適化活動の実施状況、目標の達成状況の点検・評価案の作成を付託されたことから、先月、農政常任委員会を開催し、点検・評価を行い案を作成したものでございます。なお、内容の詳細については、事務局より説明いたします。

事務局
議長

(議案第5号の朗読説明)

委員長報告、議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第5号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第11回総会を閉会いたします。